

七和まちづくり協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、七和まちづくり協議会会計規則第16条の規定に基づく、地区で活動している団体に対する支援の一つとして、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、地区で活動している法人及び法人格を有しない団体(以下「補助対象団体」という。)とする。

(対象となる期間)

第3条 補助金の交付の対象となる事業期間は、当該事業年度の4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

(対象となる事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、七和まちづくり協議会規約第4条に規定する活動とする。

(対象となる経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 特定の個人の利益になる事業に要する経費
- (2) 公序良俗に反する事業に要する経費
- (3) 政治・宗教活動に関する経費
- (4) その他補助対象経費とすることが適当でないと会長が認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の9以内の額とし、1事業につき2年間で10万円(1年度当たり5万円)を限度とし、会長が予算の範囲内で定める額とする。

(補助金の申請)

第7条 補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 役員等名簿(様式第2号)

- (3) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) 誓約書兼同意書(様式第3号)
- (5) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 会長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知等)

第10条 会長は、第8条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び前条の規定によりこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助対象団体が、補助対象事業を中止しようとするとき、又はこれに付された条件に不服があるときは、書面により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(調査及び指導)

第12条 会長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象団体に対して報告を求め、並びに調査及び指導を行うことができる。

(計画の変更)

第13条 補助対象団体は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の計画変更をする場合は、直ちに会長に補助金事業計画変更承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による補助金事業計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第8条の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第14条 会長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を決定したときは、補助金変更決定年通知書(様式第6号)により、補助対象団体に通知しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助対象団体は、事業が完了(廃止及び中止を含む。)したときは、当該事業年度の翌年度の4月末日までに、補助金事業実績報告書(様式第7号)により会長に報告しなければならない。

2 前項の補助金事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書(全体)
- (2) 活動内容報告書
- (3) 出納帳の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

(額の確定及び交付)

第16条 会長は、補助金事業実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

2 補助対象団体が補助金の交付の目的を達成するため、会長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助対象事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(決定の取消し)

第17条 会長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは会長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金に関する申請、報告又は執行等について不正な行為があったとき。
- (3) その他補助金の使用が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第18条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助対象事業の経理等)

第19条 補助対象団体は、補助対象事業の経理について補助対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、会計帳簿及び収支に関する

る証拠書類並びに補助対象事業の遂行状況を補助金事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して10年間これを保管しなければならない。

2 補助対象団体は、文書等の開示の請求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月18日から施行する。